



# 幸手ロータリークラブ

会長 柳 沼 憲 一  
幹事 紙 本 瑞 基  
公共イメージ向上委員長 宮田 充

事務局: 埼玉県幸手市中 3-3-4  
TEL 0480-43-8655 FAX 0480-43-8646  
Email info@satterc.jp

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

足元を照らし 地域・未来を照らす

第 2562 回 2021.7.28

- ビジター紹介
1. 第2770地区 第7グループガバナー補佐 進藤和夫 (しんどう かずお) 様
  2. " ガバナー補佐幹事 夢川善裕 (むかわ よしひろ) 様



第 2770 地区第 7 グループガバナー補佐  
進藤 和夫 様



第 2770 地区第 7 グループガバナー補佐幹事  
夢川 善裕 様



第 12 回米山功労者  
梨本 松男会員



第 1 回米山功労者  
柳沼 憲一 会長

## 会長挨拶 柳沼憲一会長



皆様こんにちは。本日は第7グループガバナー補佐進藤様、補佐幹事夢川様幸手ロータリークラブ例会にお越しいただきまして誠にありがとうございます。本来であれば47名でお迎えをしたかったところではありましたがこんな状況もあり全員が集まることがなかなか難しく申し訳ございません。短い時間ですが楽しんでいってください。

さて毎回同じ話を挟みますが毎日オリンピックの試合が行われております。こんな状況であまり歓迎をされていないオリンピックであるが頑張っている姿を見るとやはり感動してしまう。昨日のソフトボールを見るとマスコミに乗せられているかもしれないが前回の北京からの流れを見せられるとやはり心が動いてしまう。

レベルは全く違いますが私もいまソフトボールをやっているゴルフがないときは毎週日曜日練習か試合を行っています。私ごとのPRになりますが高野のチームに在籍してまして幸手の一部リーグで二十歳くらいの子たちと混じって頑張っています。幸手は盛んで一部に5チーム、2部になると20チームくらいその他にも年齢別で何十チームあるのか分からないくらいあります。そしてそれとは別に40歳以上の幸手選抜チームがあって他の市町村の選抜チームと試合をしています。今まさに期間中で先日も春日部と試合をし勝って県でベスト16まで残っています。あと3回勝てば全国大会まであるのでなんとか出場できるように頑張っています。

さて私も幸手ロータリークラブ会長としてスタートしまして約1ヶ月経過しました。このような状況の中、数年前と比較すると会員の皆様には本当に窮屈な活動になってしまい本当に申し訳ないと思っています。一昨年幹事をやらせていただいたときにはとにかく会のため会長のため会員の皆さんの歯車が円滑に回るようそれだけを考えて動いていました。

立場が変わった今とにかく委員長の皆さんが前に進んでいけるよう目的を見失わないように少し先を照らしていこうと、ない頭で毎日考えています。そんな中各委員長さんがこんな状況にも関わらず一生懸命取り組んでくれていることに心から感謝いたします。各委員長さんありがとうございます。

進藤さんこれだけ動いてくれていますので幸手クラブは大丈夫です。ご心配なく。

最後になりますがいま加速度的にコロナ感染者が増えています。幸手におきましても人数が増えてきてついに警戒区域に指定をされてしまいました。今後の活動も慎重に進めないといけないと痛感します。もういつ移ってもおかしくない状況にあるのかもしれない。

ただ、皆様に言っておきたいのは感染しないように努めていてももしご自分が感染してしまったらしっかりと治療をしていただき辛いけど治るまでじっとしていただいて完治した際には堂々とこの場に戻ってきてください。決して迷惑をかけてしまったとか余計な気を遣うことせずいつものお顔を見せてください。幸手ロータリークラブの仲間がいつでも待っていますので。

それでは本日の例会よろしく願いいたします。ありがとうございました。



## 幹事報告 紙本瑞基幹事

議 題	内 容
上半期会費納入について	7月30日(金)までに納入願います。
インターアクト年次大会	8月22日(日)ZOOM参加 8月2日(月)参加申込み締め切り
会員増強維持部門セミナーについて	8月21日(土)13:00点鐘
公共イメージ部門セミナーについて	8月23日(月)15:00点鐘
地区大会ゴルフについて	10月4日(月)栃木プレステージカントリークラブ 8月20日参加申込み締め切り 各クラブ4名以上

## ご挨拶 第7グループガバナー補佐 進藤和夫様

皆様こんにちは。全世界でワクチンが普及し始めたとは言え、まだまだ困惑中のコロナ過ですが、私は久喜ロータリークラブより推薦を頂き、2021-22年度に伝統あるRI2770地区第7グループ(幸手RC,幸手中央RC,蓮田RC,久喜RC)のガバナー補佐を務めさせて頂く、進藤です、そして、私を支えて頂く、最強の夢川補佐幹事です。

旧分区時代より続く第7グループの歴代G補佐、そして各クラブの会長 幹事 ロータリアンの皆様が積み重ねた歴史に恥じないよう、私自身のロータリー歴・32年の経験を生かし4クラブの皆様にお役に立てるよう活動いたしたいと思っております。とは言え、ロータリー活動・奉仕活動とは、などと言うことはガバナー補佐・会長幹事をご経験した多くの先輩の皆様がいらっしゃいますので、**割愛させて頂きます。**

私の役目は RI、地区松本ガバナーの、「COVID19 に負けずにクラブに変化と成長を」を基本に、地区委員会の活動計画・目標など、会長幹事会を通し正確に皆様にお伝えし、コロナ感染拡大状況を注視しながら、多くの活動がスムーズに実行出来る様、1年間皆様と共に、楽しく過ごす事だと考えております、しかし、何よりも、RIや地区から方針が示されますが、活動はロータリアン及び皆様のクラブが主役です。

又、本年度の松本ガバナーとは数回では有りますが、お会いした感じでは、ロータリー歴15年位ですが、職業柄、ロータリーを理解するために勉強熱心で、とても真面目な方とお見受け致しました。

そして、公式訪問例会についてですが、多くの経験を積み重ねてこられているクラブの皆さんですので、何も心配しておりません、会長・幹事・委員会の皆様にお任せと、させて頂きます。

グループとしての活動につきまして、会長幹事会を通してお話をさせて頂いておりますので、1年間、チヨイ悪親父の進藤ですが、ご協力を宜しくお願いいたします。

私が40年前、某修道院で出会った言葉です(修道僧だったわけでは有りません)。

**喜びを伝えよう、今日出会う人びとに。**

# ニコニコBOX

本日宜しくお願い致します。

進藤和夫様・夢川善裕様

進藤様、夢川様ようこそ。青木さん卓話を宜しくお願い致します。

柳沼会長・紙本幹事・関会員・梨本会員・小山会員・谷野会員・小川会員

小栗会員・山口会員・伊藤会員

## ニコニコBOX・財団BOX

	合計	累計
ニコニコBOX	21,000	78,000
結婚記念日祝	0	0
ピジターフィー	0	0

## 本日の出席率

会員数	出席者数		暫定出席率
	(出席免除 13名)		
47名	リアル	18名	74.47%
	リモート	2名	
	メイクアップ	2名	

## 卓話

青木 智弘会員



### 会社経営者の賢いクレジットカード利用法

多くの税金は、クレジットカードで支払うことができます。

まずは、税金の支払方法とクレジットカードで税金を支払うメリットについて見ていきましょう。

税金の支払方法は6つ

- ①窓口納付 納付書を銀行や郵便局、税務署の窓口へ提出して支払う方法です。
- ②口座振替 あらかじめ指定した口座から、自動で引き落とされることで税金を支払う方法です。口座振替の利用にあたっては、事前に口座振替依頼書を提出する必要があります。
- ③ダイレクト納付 e-Tax を利用し、預貯金口座からの振替によって税金を納付する方法です。事前に e-Tax 開始届出や、ダイレクト納付利用届出を行う必要があります。
- ④インターネットバンキング インターネットバンキングを利用した納税方法で、e-Tax 開始届出およびインターネットバンキングの契約をすることで利用できます。
- ⑤コンビニ払い コンビニエンスストアで納税する方法で、バーコード付納付書があれば納税が可能です。
- ⑥クレジットカード払い クレジットカード払いは、インターネット上でクレジットカードの支払機能を利用して税金を納める方法です。

税金をクレジットカードで支払うメリット 税金のクレジットカード払いには、どのようなメリットがあるのでしょうか。詳しく見ていきましょう。24時間いつでも納付できるクレジットカードで税金を支払う最大のメリットは、24時間いつでも納税ができることです。窓口納付の場合は、銀行などの営業時間に合わせる必要がありますが、クレジットカード払いであれば、インターネット上で時間帯問わず、いつでも納付が可能です。支払いを一元管理できる会社経営においては、経費管理も大きな負担です。クレジットカードで納税することで、経費の一元管理が可能になるため、経費管理の負担が軽減されます。手元に現金がなくても支払えるクレジットカード代金の引き落とし日は、一般的に決済日の1~2ヵ月後になります。そのため、結果的に税金の支払い猶予を享受できるというメリットがあります。また納税額が多額の場合に現金を持ち歩く必要がないことも、クレジットカードで支払うメリットといえるでしょう。クレジットカードのポイントが貯まる税金の納付におい

てクレジットカードのポイントが貯まることもメリットと いえます。クレジットカード払いにおける手数料にもよりますが、使い方次第では経費削減にもつながるでしょう。

クレジットカード払いに対応した国税は以下のとおりです。

クレジットカード払いに対応した国税一覧

申告所得税及び復興特別所得税・ たばこ税・ 消費税及び地方消費税・ たばこ税及びたばこ特別税・ 法人税（連結納税を含む）・ 石油税・ 地方法人税（連結納税を含む）・ 石油石炭税・ 相続税  
電源開発促進税・ 贈与税・ 揮発油税及び地方道路税・ 源泉所得税及び復興特別所得税  
揮発油税及び地方揮発油税・ 源泉所得税・ 石油ガス税・ 申告所得税・ 航空機燃料税・ 復興特別法人税（連結納税を含む）・ 登録免許税（告知分のみ）・ 消費税・ 自動車重量税（告知分のみ）・ 酒税・ 印紙税  
次のとおり決済手数料が加算されます。

納付税額	決済手数料（税込）
1 円～10,000 円	83 円
10,001 円～20,000 円	167 円
20,001 円～30,000 円	250 円
30,001 円～40,000 円	334 円
40,001 円～50,000 円	418 円

以降も同様に 10,000 円を超えるごとに決済手数料が加算されます。

埼玉県でクレジットカード払い出来る税金

自動車税（種別割）、個人事業税、不動産取得税

決済手数料について

納付金額	決済手数料（税込み）
～10,000 円	80 円
10,001 円～15,000 円	119 円
15,001 円～20,000 円	160 円
20,001 円～25,000 円	200 円
25,001 円～30,000 円	240 円
30,001 円～35,000 円	280 円
35,001 円～40,000 円	321 円
40,001 円～45,000 円	360 円

※以降 5,000 円ごとに 36 円または 37 円（税抜）が加算されます。

（1）社長個人のカードで会社の経費を支払ったら

会社の備品などの買い物を社長個人名義のクレジットカードで払ってもなんら問題はありません。

仕訳のときにちょっと面倒になるくらいです。

つまり社長個人が経費を立て替えて払ったにすぎません。

現金で立て替えたのではなくクレジットカードで立て替えたという形です。

税務署に対しての問題は一切ありません。

（2）従業員の個人カードで会社の経費を支払ったら

こちらも同様です。

会社の備品購入を現金で立て替えたのではなく従業員個人のクレジットカードで立て替えたという事になります。それでは、会社の経費をクレジットカードで立て替えた場合のポイントはどうなるのか？

とある法律事務所の質問コーナーに下記の内容がありました。

(質問)

当社では、出張の際の旅費や備品の購入については従業員が立て替えて支払い、後で会社が実費を支給する形で清算しています。先日、社内で、会社の経費の支払いを個人がクレジットカードで決済してポイントを貯めることについて問題提起がありました。役員の中には、役得であると言う者もいれば、経費で得たポイントを私的に使うのは横領だと言う者もいます。法的には問題があるのでしょうか。

弁護士さんの回答

#### 1 原則として会社の定めたルールによる

今回のケースのように、会社の業務に関する経費の支払いによって従業員が個人的な利益を得るのは、不公平感があることは否めません。

そのため、法人カードで決済するようにしたり、会社の経費で付与されたポイントは次回以降の出張の際に使用する等の規定を設けている会社もあります。

このような規定を設けているにもかかわらず、会社に帰属すべき(会社のために利用すべき)ポイント等を従業員が私的に利用した場合には、懲戒処分の対象になり得るだけでなく、(業務上)横領罪に該当する可能性もあります。

では、特別なルールを定めていない場合には、法的な問題は生じるのでしょうか。

#### 2 事後精算の場合

まず、会社の経費を従業員が立て替えて会社が事後的に清算する場合に、従業員個人がポイント等の経済的利益を得ることは、不当利得ではないかという問題があります。

しかしながら、法的には、クレジットカードでの支払いによってポイントが付与されるのは、当該カードの名義人個人とカード会社との契約に基づくものであるため、法律上の原因がないとはいえません。あくまでもポイント等が帰属するのは当該カードの名義人個人ですので、会社にポイントが帰属するわけではないのです。

そのため、経費の支払いによって取得したポイントを従業員が私的に使っても、不当利得や横領等の問題は生じません。

#### 3 経費前払いの場合

では、経費を会社が事前に支払っている場合はどうでしょうか。

この場合、経費の支払いに充てるべき資金を事前に支給しているのですから、あえてクレジットカード等の他の決済手段を用いる必要はありません。

個人のクレジットカードを使用したことによって付与されたポイントは当該従業員個人に帰属しますが、事前に支払いを受けたお金を経費の支払いに充てないことが問題です。用途を定めて支給したお金を私的に利用するので、理論的には(業務上)横領罪に当たり得ます。

もっとも、金額や当該会社での従前の取扱い等にもよりますが、現実的には、横領罪として立件したり、懲戒処分の対象とすることは難しい場合が多いといえます。クレジットカードによる支払いの禁止を明確に定めていない以上、会社は、前払いされた資金を経費の支払いに充てずにクレジットカードで支払いをすることについて許容する趣旨であると考えられるからです。

経費に関するルールについては、やはり、社内規定を設けて明確にしておくことが肝要といえるでしょう。